

職員の懲戒処分について

令和 8 年 4 月 2 3 日

消 防 本 部 総 務 課

当消防組合では、地方公務員法及び佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の懲戒の
手続及び効果に関する条例に基づき、令和 8 年 4 月 2 3 日付けで、下記のとおり職
員の懲戒処分を行いました。

記

1 被処分者

- (1) 被処分者 A : 主査 (消防司令)、47 歳
- (2) 被処分者 B : 主幹兼出張所長 (消防司令長)、59 歳

※役職は事案発生当時

2 処分内容

- (1) 被処分者 A : 減給 3 月 (10 分の 1)
- (2) 被処分者 B : 戒告

3 事案の概要

(1) 被処分者 A

令和 3 年 9 月頃から、勤務時間中、部下職員に対し、「指導」を名
目として、複数回にわたり殴打する暴力行為を行い、身体的、精神的
苦痛を与えた。

(2) 被処分者 B

令和 5 年 7 月頃、部下職員からパワーハラスメントに関する相談
を受けたにもかかわらず、必要な事実確認及び所属長への報告を怠
るとともに、適切な対応を行わないまま放置した。

4 処分年月日

令和 8 年 4 月 2 3 日

5 監督責任

- (1) 任命責任として、管理者から消防長に対して文書による嚴重注意
- (2) 管理監督責任として、消防長から消防署長に対して口頭による嚴重注意

6 消防長のコメント

住民の皆様生命、身体及び財産を守るべき職責を担う消防職員が、重大なパワーハラスメント事案を引き起こし、皆様の信頼を深く損ねる事態となりましたことは、誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

今後は、再発防止のため服務規律の遵守を徹底し、住民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。